

平成22年国勢調査関係者会議における意見・提案と検討の方向

関係者会議における意見・提案	検討の方向
<p>《調査方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学構内に調査票提出ボックスを設置すると効果的ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵送提出を導入する方向で検討を進めており、これにより、大学構内への調査票提出ボックスの設置と同等の効果 ○ 調査票提出ボックスの厳重管理などの面に難点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村、教育委員会等が保有する情報（世帯構成等）を活用することはできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国勢調査は、人口や世帯の姿を実態に即して明らかにするものであるため、実地調査により行うことが必要 ○ 調査対象となる世帯を確実に把握するため、マンション管理会社、大学関係者、外国人関係団体等から空き室等に関する情報の提供を受けることの可否を検討
<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理会社に調査員業務を委託するという方法もあるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既に実施している管理人を調査員として任命することを推進 ○ マンション管理会社等に実地調査業務を委託することの可否について、法令上や契約上の観点から検討
<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人が多く居住する地域では、代表となる者がいることがあり、その協力を得れば、調査を円滑に行うことが可能ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既に実施している外国人の代表者を調査員として任命することを推進するため、具体的なアプローチの方法を検討
<p>《調査の必要性に関する広報》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般の人は、調査結果がどのように利用されているかわからないため、調査結果の利用事例を周知すべき。併せて、調査結果がないと生じるデメリットを周知することも有効ではないか。 ○ 調査票の記入・提出は国民の義務とのことであるが、若者にとってはその見返りが無いので無関心なのではないか。あるいは、自分の生活に精一杯で面倒なのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査結果の利活用状況、調査項目の必要性などの周知方法について、効果的な広報媒体を含め検討 ○ 環境問題の広報のように一人一人の協力の積み重ねが重要であることを周知するなど、効果的な広報の方法を検討

関係者会議における意見・提案	検討の方向
<p>《報告義務に関する広報》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報告義務を過度に強調すると反発する世帯がいる一方、遵法意識の高い世帯もいるため、これらを踏まえた報告義務の周知方法を検討することが必要。 ○ 統計について学ぶことと統計調査に協力することとは別問題であり、国民としての義務観念一般の醸成方策を考える必要があるのではないか。 ○ 国勢調査を拒否した人に対しては、罰則を適用してもよいのではないか。 ○ 教育（学校）の場を使って、調査票の記入・提出は国民の義務であることを浸透させるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次試験調査では、報告義務や罰則適用などに関する世帯の認識度合いを把握することとしており、この結果等を踏まえ、効果的な周知方法を検討 ○ 上記同様、報告義務の周知方法を検討するとともに、調査妨害等の悪質なケースに対する罰則適用について検討 ○ 教育（学校）の場などにおける小中高校生に対する報告義務の周知方法について検討
<p>《個人情報保護に関する広報》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保護法にかかわらず、統計法によって国勢調査の調査票を記入・提出しなければならないことを周知することが重要ではないか。 ○ 国勢調査に際し、統計法に基づく照会や協力依頼が地方公共団体や統計調査員からあった場合には、個人情報保護法にかかわらず、本人の同意を得なくてもマンション管理組合等は個人情報を提供できることを十分にPRすることが必要。 ○ 国勢調査の調査票の記入内容と住基ネット情報とのリンクを心配する人もいると思うので、調査票の記入内容は統計作成以外の目的には使用しないことを明確に周知することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次試験調査では、国勢調査と個人情報保護法との関係に関する世帯の認識度合いを把握することとしており、この結果等を踏まえ、効果的な周知方法を検討 ○ 個人情報保護法を所管する内閣府と連携し、国勢調査と個人情報保護法の関係の正確な理解を得るための方策を検討 ○ 管理組合等への効果的なアプローチの方法を検討 ○ 世帯が安心して調査票を記入・提出することができるようにするための周知のあり方について検討
<p>《守秘義務に関する広報》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 顔見知りの調査員に調査票の記入内容を見られたくないという懸念もあるため、調査員は公務員であることや守秘義務があることについて周知が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査員に対する懸念が解消されるよう、調査票の封入提出や郵送提出を導入する方向で検討

関係者会議における意見・提案	検討の方向
<p>《大学生の調査を円滑に行うための広報》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生の心に響くよう、若者に人気のあるタレントを広報に登用するなどの工夫が必要。 ○ 学生は所属学部以外にはあまり足を運ばないので、構内の各所にポスターを貼付することが必要。 ○ 大学のホームページや機関誌、学生参加の各種説明会などを利用し、国勢調査の意義や役割、結果利用例などを周知して、学生の協力意識を高めていくことが重要。 ○ 「地図で見る統計（統計GIS）」は有用なので、さらに広くPRすれば、活用する学校が現れるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に若者へのアプローチとして効果的と考えられる広報の工夫について検討 ○ 大学構内の複数掲示板へのポスター掲示、大学のホームページや機関誌への掲載、学生参加の各種説明会の活用などによる国勢調査の広報の方法について検討 ○ 「地図で見る統計（統計GIS）」の活用を通じて統計の有用性の認識が広まることを期待されるため、「地図で見る統計（統計GIS）」を大学等に周知する効果的な方法について検討
<p>《外国人の調査を円滑に行うための広報》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査票の記入内容は統計作成のためだけに使用し、警察や入国管理局とは一切関係がないことを周知することが必要。 ○ 翻訳された法律用語は難しいので、できる限り平易な表現に努めることが必要。 ○ 外国人向けの機関紙に、あらかじめ国勢調査の広報を掲載することは有効。 ○ 留学生に対しては、各都道府県で開催する留学生交流推進会議の場の活用、日本語学校関係団体や留学生受け入れ企業への協力依頼などが効果的。 ○ 外国人向けメディアとの連携、外国人コミュニティを通じた口コミ情報の流布、大学の留学生担当窓口を通じたパンフレットの配布などが有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人が安心して調査票に記入し、提出することができるようにするための周知方法を検討 ○ 外国人関係団体のホームページや機関誌への掲載等の可否を検討
<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人への行政サービスの提供などの各種取組を推進するためには、外国人の人口を正確に把握する必要があることを伝えることが有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種取組の的確な推進のためには、外国人の人口の正確な把握が必要であり、このためには、一人一人の協力が必要であることを周知する効果的な広報の方法を検討 また、外国人に対する各種取組の推進のため、外国人に関する集計事項のニーズを把握

関係者会議における意見・提案	検討の方向
<p>《学校教育を通じた広報方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校を中心に統計普及の取組を行っているようだが、私立学校に対しても、同様の取組をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来行っている取組はすべての学校へ拡充するとともに、新たな統計普及の取組について検討
<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校の総合学習では、新聞記事を調べて発表することがよくあるので、統計の記事などにより、統計の仕組みや重要性を身近な話題・問題と結び付けて教えることができれば、子どもたちの統計への関心も高まるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計に対する子どもの関心を高め、統計を使って物事を考える力を育むため、国勢調査結果を引用する身近な題材の活用などを含めた広報の方法を検討
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新学習指導要領でも取り上げられているように、統計データを活用して分析する能力を高めることが必要。その際、増加率だけでなく寄与度も活用するなど、多面的なものの見方を高めることが重要。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「かベテレくん」や「統計を学ぼう」などの良い資料を学校現場で幅広く活用してもらうためには、この資料を有効に活用することのできる授業などについて、具体的に明示するとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見・提案を踏まえ、具体的な明示方法などを検討
<ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省の「情報ひろば」のように、統計の資料を展示し、子どもたちに見てもらえるようにすれば、子どもたちの統計への関心も高まるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省と連携を図り、子どもへの統計普及に関する広報活動を拡充する方向で検討
<ul style="list-style-type: none"> ○ 親子での参加を募るなどして、魅力ある統計関係のコンクールを開催することも、統計普及の一案となるのではないかと。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計普及資料の効果的な活用に向け、全国的に行われている社会科教育研究会にアプローチすることが有効ではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中高校の教師が参集する各種研究会へのアプローチの方法について検討
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地図で見る統計（統計GIS）」は有用なので、さらに広くPRすれば、活用する学校が現れるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地図で見る統計（統計GIS）」の活用を通じて統計の有用性の認識が広まることを期待されるため、「地図で見る統計（統計GIS）」を小中高校等に周知する効果的な方法について検討

関係者会議における意見・提案	検討の方向
<p>《広報媒体》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ テレビやインターネットなどを通じて協力を要請できないか。 ○ 各種団体等の協力を得て、各団体等のホームページに国勢調査のバナー広告を掲載する方法も効果があるのではないか。 ○ 広報媒体として、名刺サイズのカレンダーや文庫本のカバーが効果的（文庫本のカバーは、電車で周りの人の目に触れるなどの効果もあり）。 ○ 卓上カレンダー等の広報媒体は、キャッチフレーズだけを記載する方が使用される確率が高く、また、後で気になって再度見たくなる衝動にかられる効果も期待。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見・提案を踏まえ、効果的な広報の実施方策について検討
<p>《広報方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査実施の直前のみならず、折に触れて国勢調査のPRを行い、日頃から関心を引きつけることが必要。 ○ 国からの一方的な広報だけでなく、口コミで広める方法も有効。 ○ 小学生には、自分で考えさせる教育を行うことにより、自分で解決しようとする能動的な態度が身に付くことがある。このような方法は、国勢調査の広報にも役立つのではないか。 ○ 「地図で見る統計（統計GIS）」の人口地図は、国勢調査の結果利用例として視覚的にわかりやすいため、広報の素材として効果的。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見・提案を踏まえ、効果的な広報の実施方策について検討
<p>《国と地方公共団体の広報の連携》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省が関係団体の全国組織に周知活動を行い、地方公共団体がその地方組織にアプローチすれば、幅広い広報効果が得られる。 ○ 地方公共団体においても、地方紙等で多くの広報を行うことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国と地方公共団体における広報の連携や役割分担などについて検討

マンション居住者の正確・円滑な調査に向けた取組

- 平成17年国勢調査における実績 -

関係府省に対する協力依頼

国土交通省に対し、アパート、マンション等の集合住宅の関係者から調査への協力が得られるよう、管下関係団体を通じて要請することを総務大臣から依頼

マンション関係団体に対する協力依頼

マンション関係団体に対し、広報誌等への掲載、ポスター・リーフレットの地方支部への回送や掲示を依頼

マンション管理会社に対する協力依頼

マンション管理会社に対し、マンション内の空き部屋の位置や聞き取り調査3項目(世帯人員、世帯員の氏名及び性別)の情報提供等について、管理人の協力が得られるよう依頼。また、同内容の文書をマンション管理組合に回送するよう併せて依頼

マンション管理会社に対する協力依頼用リーフレットの作成

調査員のマンション建物内への立ち入りに当たり、管理人の協力を求めるため、マンション管理会社に対し調査実施を周知するリーフレットを作成

調査実施者と関係団体等との連携について

(付)

